

**綾部市介護予防・日常生活支援総合事業**  
**第1号通所事業（通所介護サービス(独自)）契約書別紙（兼重要事項説明書）**  
**（2024年6月1日）**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

**1. 事業者（法人）の概要**

事業者（法人）の名称	株式会社ミストラルサービス
主たる事務所の所在地	〒620-0851 福知山市長田大野下 2737-12
代表者（職名・氏名）	代表取締役 渡辺 哲也
設立年月日	平成10年3月27日
電話番号	0773-20-2221

**2. ご利用事業所の概要**

ご利用事業所の名称	ミストラル介護センター綾部
サービスの種類	第1号通所事業（通所介護サービス(独自)）
事業所の所在地	〒623-0222 綾部市栗町土居ノ内 31
電話番号	0773-47-9100
指定年月日・事業所番号	平成28年4月1日 2671800189
実施単位・利用定員	1単位・ 38名（通所介護と一体的に運営）
通常の事業の実施地域	綾部市

**3. 事業の目的と運営の方針**

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことを目的とします
経営理念	Good Person Good Company 私たちは素晴らしい人、素晴らしい仲間を目指します（一人はすべてのために、すべては一人のために）
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者様に心のこもった支援を提供します</li><li>・利用者様に心から在宅で、安心・安全に過ごして頂くために、いつも明るく元気に行動し、笑顔あふれる支援をいたします</li><li>・利用者様の尊厳の保持・プライバシーの保護に配慮し、常に利用者の立場に立って提案行動します</li><li>・法令・社内外の規範・社会的ルールに則って行動し、地域社会からの信頼を得られるように行動します</li></ul>

**4. 提供するサービスの内容**

第1号通所事業（通所介護サービス(独自)）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

## 5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12/30～1/3）を除きます。
営業時間	午前8時15分から午後5時15分まで
サービス提供時間	午前9時から午後4時まで

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 3人、 非常勤 0人
看護職員	常勤 1人、 非常勤 4人
機能訓練指導員	常勤 1人、 非常勤 4人
介護職員	常勤 8人、 非常勤 11人

## 7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当者（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名（生活相談員）	野々垣真須美 松本さやか 杉本朝美
管理責任者の氏名（管理者）	野々垣真須美

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得がある65歳以上の方は利用者の負担割合証に準ずる。）の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の金額をご負担いただきます。

（1）第1号通所事業・通所介護サービス(独自)の利用料・・・基本部分、加算の合計額となります。

【基本部分：通所介護サービス(独自)】利用者負担( )は2割、[ ]は3割負担になります。

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担額
事業対象者 要支援1・2 (週に1回利用)	17,980円（1月につき）	1,798（3,596）〔5,394〕円
事業対象者 要支援1・2 (週に2回利用)	36,210円（1月につき）	3,621（7,242）〔10,863〕円

(注) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合

は、これらの基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算：通所介護サービス(独自)】利用者負担( )は2割、[ ]は3割負担になります。

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算内容	利用料金	利用者負担額
口腔機能向上加算Ⅰ	1,500 円/月	150 (300) [450] 円/月
口腔機能向上加算Ⅱ	1,600 円/月	160 (320) [480] 円/月
科学的介護推進体制加算	400 円/月	40 (80) [120] 円/月
送迎減算	—470 円/回	—47 (—94) [—141] 円/回

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※ 介護職員等処遇改善加算Ⅱとして総単位数に9.0%を乗じた単位の加算がつきます。

## (2) その他の費用

食 費	800 円/日 (昼食費 700 円、おやつ代 100 円)
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの (利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など) について、費用の実費をいただきます。

## (3) キャンセル料

通所介護サービス(独自)は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

## (4) 料金の支払い方法

- ①事業者は毎月、10日すぎに前月分の利用者負担額を請求いたします。
- ②お支払い方法は、原則として口座自動引落し(利用月の翌月27日引落)とさせていただきます。
- ③上記の他に銀行振込、現金集金にも対応させていただきますが、翌月20日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします

## 9. 緊急時における対応方法

事業者は、現に通所介護サービス(独自)の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び綾部市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。(但し、当社加入損害保険補償額内とする)

保 険 会 社	日新火災海上保険株式会社 代理店 株式会社K G Kビジネスサービス 保険名 統合賠償責任保険
---------	---

## 11. 非常災害対策

防災時の対応	利用者の安全確保のために必要な情報を収集し、措置を講じます。
防災設備	非常灯や毛布等安全確保のために必要な備品を準備します。
防災訓練	年1回 避難方法や避難経路の確認等を行います
防火責任者	管理者

## 12. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0773-47-9100 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	綾部市高齢者介護課	電話番号 0773-42-3280
	京都府国民健康保険団体連合会	電話番号 075-354-9090

## 13. 秘密の保持、個人情報の利用

事業所とその職員は、業務上知り得た利用者及び利用者等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後、事業所の職員の退職後も同様とします。但し、次の各号についての情報提供については、本契約書の締結をもって同意を得たものとします。その他の情報提供については、利用者及び利用者等から、予め同意を得た上で行うものとします。

- ① 介護保険サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への情報提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないよう仮名等を用いることを厳守いたします。
- ③ サービス担当者会議等において、居宅サービス提供に必要な範囲での情報提供を行います。

## 14. 虐待防止及び再発防止のための措置

(1) 利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を定期的を実施致します。

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し(テレビ電話装置等を活用し行うことが出来る

ものとする)従業員に対し周知徹底を図ります。

(3) 事業所は、従業員に対して虐待防止及び再発防止、その内容の記録を整備し、5年間保存します。

#### 1 5. 身体的拘束等の禁止に関する事項

(1) 事業者は利用者に対し緊急やむを得ない場合を除き身体拘束またはその行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な措置を講じ、事項の記録を行います。

(2) 事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催し(テレビ電話装置等を活用し行うことが出来るものとする)従業員に対して周知徹底を図ります。

(3) 事業所は、身体拘束の適正化等に関する研修を定期的実施するとともに、その内容の記録を整備し、5年間保存します。

虐待防止・身体拘束に関する責任者	管理者 野々垣 真須美
------------------	-------------

#### 1 6. 感染症の発生及びまん延の防止のための措置

事業所は、事業所において感染が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとします)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練を定期的実施します。

#### 1 7. 業務継続に関する取り組み

(1) 事業所は、災害及び感染症等の発生時に利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために必要な措置を講じるとともに、非常時の体制で早期の業務再開を量る為の計画(業務継続計画)の策定に努めます。

(2) 事業所は、業務継続計画に基づき、業務継続に必要な研修及び訓練等の定期的な実施に努めます。

(3) 前項の規定による研修及び訓練等を実施した場合は、その内容の記録を整備し、5年間保存します。

#### 1 8. ハラスメントに関する対策

事業所は、適切なサービスの提供を確保するため、職場におけるハラスメント等により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にし、ハラスメント防止に必要な対策を講じるものとします。

## 19. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は等事業所の担当者へご連絡ください。

## 20. サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

## 21. 第三者評価の実施について

- ・ 実施の有無 有り
- ・ 実施日 令和3年10月20日
- ・ 評価機関名 NPO 法人きょうと介護保険にかかわる会
- ・ 評価結果 当社ホームページに掲載

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

〈事業所〉

所在地 京都府綾部市栗町土居ノ内 31

名称 ミストラル介護センター綾部

説明者氏名

⑩

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

〈利用者〉

住所

氏名

⑩

〈代理人〉

(後見人又は家族代表者)

住所

氏名

⑩